

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位への利益還元を行うことを重点課題としております。その基本方針として、企業体質強化や将来の事業展開および業績や資金バランスを勘案の上、安定的な配当を実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額4,238,425,100円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月22日

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案につきましては2名の独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会において決定されており、候補者およびその選任プロセスは適切であると報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位・担当		
1	森川 桂造	代表取締役会長	再任	
2	桐山 浩	代表取締役社長社長執行役員	再任	
3	野地 雅禎	常務執行役員 関連事業統括部・CSR統括部・ 法務部担当	新任	
4	鈴木 康公	常務執行役員 経営企画部・人事総務部・ 情報システム部担当	新任	
5	植松 孝之	常務執行役員 コーポレートコミュニケーション部・ 財務部担当、経理部副担当	新任	
6	ムサッバ・アル・カービ	社外取締役	再任	社外
7	カリファ・アル・スウェイディ	社外取締役	再任	社外

1

もりかわ けいぞう

森川 桂造

再任

1948年1月29日生

所有する当社の株式の数 24,800株

取締役会への出席状況 8回中7回



略歴および地位

1971年 4月 大協石油株式会社入社
 2000年 6月 コスモ石油株式会社取締役
 2002年 6月 同社常務取締役
 2004年 6月 同社専務取締役
 2006年 6月 同社代表取締役専務取締役
 2008年 6月 同社代表取締役副社長
 2010年 6月 同社代表取締役副社長執行役員
 2012年 6月 同社代表取締役社長社長執行役員
 2015年10月 当社代表取締役社長社長執行役員
 2017年 6月 当社代表取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

なし

選任理由

森川桂造氏は、2012年より代表取締役社長として5年間経営の舵取りを担い、2017年からは代表取締役会長に就任し取締役会議長を務め当社グループの企業価値向上に尽力してきました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役として推薦するものです。

2

きりやま ひろし
 桐山 浩

再任

1955年6月20日生

所有する当社の株式の数 13,600株

取締役会への出席状況 8回中8回



略歴および地位

1979年 4月 大協石油株式会社入社
 2011年 6月 コスモ石油株式会社常務執行役員
 経営企画部長兼改革推進部長
 2012年 6月 同社常務執行役員
 2013年 6月 同社取締役常務執行役員
 2015年10月 当社取締役専務執行役員
 2016年 6月 当社代表取締役副社長執行役員
 2017年 6月 当社代表取締役社長社長執行役員（現職）

重要な兼職の状況

丸善石油化学株式会社取締役

選任理由

桐山 浩氏は、長らく経営企画部門を担当し、国内外におけるエネルギー事業に精通するとともに会社経営全般に関する豊富な知見と経験を有しています。また、2017年6月からは代表取締役社長として当社グループ経営の舵取りを担ってきました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役として推薦するものです。

3

のじ まさよし
野地 雅禎

新任

所有する当社の株式の数 4,200株

1962年3月22日生



略歴および地位

- 1984年 4月 株式会社日本興業銀行
(現株式会社みずほ銀行) 入行
- 2013年 5月 コスモ石油株式会社入社
同社事業開発部担当部長
- 2014年 6月 同社発電・ガス事業部長
- 2014年 7月 同社執行役員発電・ガス事業部長
- 2015年 6月 同社執行役員電力部長
- 2015年10月 当社執行役員電力部長
- 2016年 4月 当社執行役員関連事業統括部長
- 2016年 6月 当社常務執行役員関連事業統括部長
- 2018年 4月 当社常務執行役員 (現職)

担当

関連事業統括部
CSR統括部
法務部

重要な兼職の状況

なし

選任理由

野地雅禎氏は、長年にわたり株式会社みずほ銀行に勤務した後、2013年にコスモ石油株式会社に入社し翌年執行役員に就任しました。その後は同社風力発電事業の推進や当社グループ会社管理に貢献しており、今後、同氏の知見を取締役として発揮することが企業価値の向上につながると判断し、取締役に推薦するものです。

4

すずき やすひろ
鈴木 康公

新任

所有する当社の株式の数 2,200株

1961年10月14日生



略歴および地位

- 1985年 4月 大協石油株式会社入社
- 2013年 6月 コスモ石油株式会社人事部長
- 2015年 6月 同社人事総務部長
- 2015年10月 当社人事総務部長
- 2016年 6月 当社執行役員人事総務部長
- 2017年 4月 当社執行役員経営企画部長
- 2018年 4月 当社常務執行役員 (現職)

担当

経営企画部
人事総務部
情報システム部

重要な兼職の状況

丸善石油化学株式会社取締役

選任理由

鈴木康公氏は、入社以来販売部門や人事・経営企画などの管理部門に従事し、会社業務全般に精通しております。今後、同氏の幅広い知見を取締役として発揮することが企業価値の向上につながると判断し、取締役に推薦するものです。

5

う え ま つ た か ゆ き

植松 孝之

新任

所有する当社の株式の数 1,800株

1962年12月13日生



略歴および地位

1992年11月 コスモ石油株式会社入社
 2014年 6月 同社経理財務部担当部長
 2015年 6月 同社財務部長
 2015年10月 当社財務部長
 2016年 6月 当社執行役員財務部長
 2018年 4月 当社常務執行役員（現職）

担当

コーポレートコミュニケーション部
 財務部

副担当

経理部

重要な兼職の状況

なし

選任理由

植松孝之氏は、入社以来ほぼ一貫して財務・経理部門に在籍しており、当社の財務・経理状況を熟知しております。今後、同氏の知見を取締役として発揮することが企業価値の向上につながると判断し、取締役に推薦するものです。

6

ムサッバ・アル・
カービ

再任

社外

所有する当社の株式の数 0株

取締役会への出席状況 7回中7回

1971年9月27日生



略歴および地位

1997年10月 アブダビ国営石油会社入社
 2007年 7月 同社探鉱部門マネージャー
 2013年10月 ムバグラ石油会社最高事業開発責任者
 2014年12月 同社最高経営責任者
 2017年 2月 ムバグラ投資会社
 石油・石油化学部門最高経営責任者（現職）
 2017年 6月 当社社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

ムバグラ投資会社
 石油・石油化学部門最高経営責任者

選任理由

ムサッバ・アル・カービ氏は、アブダビ国営石油会社で石油開発事業に従事され、国外においてエネルギー業界の多くの企業の役員に就任した経験があります。石油業界に関する国際的な見地から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、推薦するものです。

7 カリファ・アル・スウェイディ

所有する当社の株式の数 0株

再任

社外

1977年1月16日生

取締役会への出席状況 7回中7回



略歴および地位

- 2000年 9月 アブダビポリマー会社入社
- 2008年10月 アブダビ国営石油化学会社
コーポレートプランニング・サポートユニ
ットシニアバイスプレジデント
- 2010年10月 同社副最高経営責任者
- 2016年 2月 同社最高経営責任者代理
- 2017年 3月 ムバダラ投資会社
石油精製・石油化学担当エグゼクティブディ
レクター（現職）
- 2017年 6月 当社社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

- ムバダラ投資会社
- 石油精製・石油化学担当エグゼク
ティブディレクター

選任理由

カリファ・アル・スウェイディ氏は、アブダビ国営石油化学会社に長く勤務され、石油化学に関する豊富な知識と経営経験を有しており、社外取締役として経営を適切に監督いただけるものと判断し、推薦するものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ムサッパ・アル・カービ氏およびカリファ・アル・スウェイディ氏は、社外取締役候補者であります。両氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
3. ムサッパ・アル・カービ氏およびカリファ・アル・スウェイディ氏は、2017年6月22日開催の第2回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役候補者と異なります。
4. ムサッパ・アル・カービ氏は、アブダビ国営石油会社において業務を執行した経験があり、同社は当社の特定関係事業者であります。
5. 当社は、ムサッパ・アル・カービ氏およびカリファ・アル・スウェイディ氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役大瀧 勝久氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たき けんいち
滝 健一

新任

1957年2月26日生

所有する当社の株式の数 9,200株 取締役会への出席状況 8回中8回



略歴および地位

1975年 4月 大協石油株式会社入社
 2008年 6月 コスモ石油株式会社監査室長
 2012年 6月 同社執行役員経理部長
 2014年 6月 同社常務執行役員経理財務部長
 2015年 6月 同社常務執行役員経理部長
 2015年10月 当社常務執行役員経理部長
 2016年 4月 当社常務執行役員
 2016年 6月 当社取締役常務執行役員（現職）

担当

経理部

重要な兼職の状況

共栄タンカー株式会社取締役（監査等委員）

選任理由

滝 健一氏は、入社以来ほぼ一貫して経理部門を歩み当社の経理状況を熟知しており、職務を通じて獲得した社内の幅広い分野に関する知識を有しています。今後、同氏の知見を監査等委員である取締役として活かすことが適切と判断し、推薦するものです。

（注）滝 健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2017年6月22日開催の当社第2回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された北脇岳彦氏より、本総会開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役を辞退したい旨の申し出がありましたので、本総会の開始の時をもってその選任を取り消すことといたしました。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者松下裕史氏は、社外取締役以外の監査等委員である取締役の補欠として選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

まつした ひろし
松下 裕史

所有する当社の株式の数 1,000株

1963年9月19日生



略歴および地位

1986年 4月 コスモ石油株式会社入社
2013年 6月 同社秘書室長
2015年10月 当社秘書室長
2018年 4月 当社執行役員人事総務部長（現職）

重要な兼職の状況

なし

選任理由

松下裕史氏は、販売・経営企画・人事等の部門を経験し2018年4月より当社執行役員に就任し、当社業務に関する幅広い知識を有しております。これらのことから、補欠の監査等委員である取締役に推薦するものです。

(注) 松下裕史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）
の報酬等の額改定の件

当社の役員報酬は、定額報酬である基本報酬および連結業績指標と連動するインセンティブ報酬で構成されており、インセンティブ報酬は、第6号議案「取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件」が原案どおり承認可決されますと、各事業年度の連結業績指標に連動する年次インセンティブ報酬（以下、「賞与」という。）および対象期間を通じた業績達成度に連動する長期インセンティブ報酬（以下、「株式報酬」という。）で構成されます。

当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額につきましては、2016年6月21日開催の第1回定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と定められておりますが、本総会終了後の当社の取締役の報酬等の額につきましては、経済情勢や経営環境など諸般の事情を考慮いたしました結果、取締役の報酬等のうち基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬を年額6億円以内（うち社外取締役5千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。また、社外取締役の報酬等は、定額報酬である基本報酬のみの制度としておりますので、賞与および株式報酬は支給いたしません。

なお、監査等委員会から、本議案につきましては2名の独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会での審議を経て取締役会において決定されており、適切であると報告を受けております。

現在の取締役は、7名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役の員数は7名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案**取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額
および内容決定の件****1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由**

当社は、2015年度の持株会社体制への移行に伴い、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除き、以下「当社取締役」という。）および執行役員（国内非居住者を除き、以下「当社執行役員」という。）（以下、併せて「当社取締役等」という。）を対象として、当社の定款上の規定に従い、2015年度より業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う株式報酬制度（以下「旧制度」という。）を導入していました。今般、当社の全社戦略における財務・非財務の目標達成に向け、当社取締役等が目線を合わせ一丸となって邁進することを後押しし、株主の皆様との持続的な利害共有を着実に深めることを通じて長期の企業価値向上へのコミットを意識付ける制度として機能させるべく、当社取締役等を対象として、旧制度に代わる新たな株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することをお願いするものであります。

本制度においては、旧制度から引き続き、当社取締役等に対する報酬および当社グループの中核事業会社（コスモ石油株式会社、コスモ石油マーケティング株式会社およびコスモエネルギー開発株式会社をいい、以下「対象事業会社」という。）（当社と対象事業会社を併せて、以下「対象会社」という。）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除き、以下「対象事業会社取締役」という。また、当社取締役等と併せて、以下「対象取締役等」という。）に対する役員報酬を一体的に管理することといたします。

本議案は、本総会において第5号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の報酬限度額（年額6億円以内。うち社外取締役5千万円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、当社取締役等に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本制度の対象となる当社取締役は5名、対象事業会社取締役は13名となります。

上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（対象会社の取締役を兼務しない執行役員は2名となる見込み。）、本制度に基づく報酬には、当社執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの当社執行役員が本信託（下記2.(2)に定義される。）の対象期間中に新たに対象会社の取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

なお、本制度は、旧制度から引き続き、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。本制度の導入に関し、指名・報酬諮問委員会の審議結果を踏まえ導入の相当性を確認し、当社の監査等委員会において監査等委員である取締役全員の賛成を得た上で、本議案を付議しております。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、対象会社が拠出する対象取締役等の報酬額を原資として当社株式が当社が毎年設定する信託を通じて取得され、対象取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

- ①本制度の対象となる当社株式等・当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。）の交付等の対象者
 - ・当社の執行役員（国内非居住者を除く。）
 - ・当社グループの対象事業会社3社の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）
- ②対象会社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）
 - ・各本信託について3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに合計9億円（うち当社分4億円）
- ③対象取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）
 - ・対象取締役等に各本信託（下記(2)に定義される。）について付与されるポイント数の上限は、3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに85万ポイント（うち当社取締役等分35万ポイント）
- ④当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）
 - ・対象取締役等に各本信託について対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2018年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約1.0%（うち当社分約0.4%）
 - ・当社株式は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
- ⑤業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）
 - ・対象期間に対応するTSR（Total Shareholder Return（株主総利回り））の対TOPIX成長率、連結ネットD/Eレシオ等に応じて、0～200%の範囲で変動

- ⑥当社株式等の交付等の時期 ・原則として、3事業年度経過後
(下記(4)のとおり。)

(2) 各対象会社が拠出する金員の上限

本制度において、当社は、毎年、連続する3事業年度（当初は、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とするインセンティブプランとして、対象期間ごとに4億円を上限とする金員を、当社取締役等への報酬として拠出し、対象事業会社が各対象事業会社取締役への報酬として拠出する金員と併せて（対象会社が拠出する金員の総額は9億円を上限とする。）、受益者要件を充足する対象取締役等を受益者とする信託期間約3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（新たな信託の設定に代えて、既存の信託の変更および必要に応じて追加信託を行うことにより、当該信託を継続利用することを含む。以下同じ。）します。すなわち、本信託が継続される限り、最大で3個の信託が併存することになります。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。対象会社は、信託期間中、対象取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、既存の信託の変更および必要に応じて追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、対象事業会社は、延長された信託期間ごとに、それぞれの株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で対象事業会社取締役に対する報酬の原資となる金銭を当社に追加拠出し、当社は、対象事業会社から拠出を受けた金銭に、4億円の範囲内で当社取締役等に対する報酬の原資となる金銭を併せて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（取得価額）と追加拠出される信託金の合計額は、9億円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

(3) 対象取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限

本制度による報酬は、当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上へのインセンティブを主眼として対象期間を通じた業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う「業績連動部分」と、株主の皆様との利害共有を図るべく在任中の株式保有を推進することを主眼として一定数の当社株式等の交付等を行う「非業績連動部分」から構成されます。

対象取締役等は、各本信託につき、対象期間中の最初の7月1日（ただし、2018年に設定する本信託についてのみ2018年9月1日とする。）に、役位ごとに定められる基準ポイントのうち50%を「業績連動部分」、残りの50%を「非業績連動部分」として分けて付与されます。

対象期間経過後の一定時期に受益者要件を充足する者には、以下の算定方法に従って、「業績連動部分」および「非業績連動部分」それぞれの基準ポイント数を株式交付ポイントに転換し、当該株式交付ポイント数の合計に応じた当社株式等の交付等が行われます。

「業績連動部分」は、対象期間経過後に、対象期間中の在任期間に応じた係数および対象期間を通じた業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じることによって株式交付ポイントに転換します。また、業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動し、その業績目標の達成度等を評価する上での指標は、TSR (Total Shareholder Return (株主総利回り)) の対TOPIX成長率、連結ネットD/Eレシオ等とします。

「非業績連動部分」は、対象期間経過後に、対象期間中の在任期間に応じた係数を乗じることによって株式交付ポイントに転換します。

ただし、信託期間中に死亡または国内非居住者となった対象取締役等には、速やかに、あらかじめ定める算定方法に従い、対象期間中の在任期間や死亡日または国内非居住者となる日が決定した日の前月までの業績目標の達成度等に応じて基準ポイント数を株式交付ポイントに転換します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む。）を調整します。

各本信託の信託期間中に当社取締役等に付与される株式交付ポイントの総数は、3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに35万ポイントを上限とします（各本信託の信託期間中に対象取締役等に付与される株式交付ポイントの総数は対象期間ごとに85万ポイントを上限とします。）。このポイント総数の上限は、上記(2)の信託金の上限額を踏まえて、当社株式の株価水準等を参考に設定しています。

(4) 対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した対象取締役等は、対象期間経過後に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から上記(3)に基づき算出される株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該対象取締役等は、当該株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式については切り捨て。)の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価処分した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役等が国内非居住者となることが決定した場合、対象取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、国内非居住者になることが決定した後に算定される株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

信託期間中に受益者要件を満たす対象取締役等が死亡した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該対象取締役等の相続人は、死亡後に算定される株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以上